

令和 3 年度
上尾市地域公共交通活性化協議会
(1 月書面協議)

資料

- 議事 1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
議事 2 バス停名称の変更について

以上

議事 1：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

国の補助事業である令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条 5 号に基づく事業評価を実施します。

以下の各事業について事業評価を行い、その評価結果を令和 4 年 1 月末日までに関東運輸局へ提出することとなっていることから、本協議会に諮るものです。

①令和 3 年度 地域内フィーダー系統確保維持事業について

実施期間：令和 2 年 1 0 月 1 日～令和 3 年 9 月 3 0 日

国の様式に基づき、

「令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」

「令和 3 年度 上尾市地域公共交通活性化協議会（埼玉県上尾市）（地域内フィーダー系統確保維持事業）」

に事業内容評価をまとめ、記載しました。

②令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業）

実施期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

国の様式に基づき、

「令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）」

「令和 3 年度 上尾市地域公共交通活性化協議会（埼玉県上尾市）（地域公共交通計画策定事業）」

に事業内容評価をまとめ、記載しました。

（添付資料として、別途「上尾市地域公共交通計画（案）」「上尾市地域公共交通計画概要版（案）」を添付して提出します。）

上記①②について、国土交通省関東運輸局 交通政策部 交通企画課に提出を行います。

議事2：バス停名称の変更について

市内循環バスぐるっとくん上平菅谷北上尾線の「しらこぼと保育所」バス停について、令和3年3月31日付でしらこぼと保育所が閉所しているため、名称を変更します。

変更後名称は、「しらこぼと団地」とします。

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 上尾市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
東武バスウエスト株式会社	コミュニティバス「ぐるっとくん」 ・大石桶川線 ・大石桶川線(藤波・中分経由) ・大石領家北上尾線 ・平方丸山公園線 ・平方丸山公園線(恵和園経由)	再編実施計画に基づき実施しているため、生活交通確保維持改善計画には事業評価結果を直接反映はしていないが、 ・総合時刻表を引き続き継続作成し、公共交通の啓発を継続。 ・地域公共交通計画に定める今後の定量的目標につき、活性化協議会にて検討・協議を実施。	A 事業が計画に位置付けられたとおり適切に実施された。	B ・市内バスの主な交通手段としての利用率 目標:民間路線バス7.2%超、市内循環バス1.4%超 結果:民間路線バス 9.8% 市内循環バス 3.1% ・高齢者の外出回数 目標:週3回以上 65-74歳 62.4%超、75歳以上 46.2%超 結果:週3回以上 65-74歳 59.1% 75歳以上 56.6% ・市内循環バスの収支率 目標:収支率 28.6% 超 結果:収支率 15.3% ・市内バスの総合的な満足度の向上 目標:民間路線バス29.8%超、市内循環バス9.4%超 結果:民間路線バス29.7% 市内循環バス8.5%	・市内循環バスの再編から6年が経過し、市民への現行路線の定着が進んでいるが、十分な満足度を得られていない。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大にともない生まれた新たな生活様式を意識しつつ、ニーズに即した公共交通の向上を目指していく。評価結果を踏まえ、モビリティマネジメントにより公共交通の認知度を向上させ、公共交通を広くアピールしていくことで、公共交通の認知や利用が低い層の利用向上を図る。また、市内循環バスの利便性向上や環境向上を図り、利用者の満足度を向上させ、利用者増を図り、持続可能な公共交通を目指す。

議事1

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	上尾市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>上尾市においては、市の中心を南北に走るJR高崎線を軸に東西に民間路線バス路線が広がっている。当市の南東部では、さいたま市のJR東大宮駅までバス路線が通っており、重要な交通として機能している。</p> <p>また、西部地域では、東武バスウエスの路線が指扇駅や川越駅まで通っており、公共交通の重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、大石地区の一部地域については、民間路線バスが運行しておらず、交通不便地域となっている。交通不便地域を解消するため、コミュニティバスの運行を行っているが、収支状況は悪い状況である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、大石桶川線、大石領家北上尾線、平方丸山公園線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>

令和3年度 上尾市地域公共交通活性化協議会 (埼玉県上尾市) (地域内フィーダー系統確保維持事業)

地域の公共交通等の現況

上尾駅と北上尾駅を運行するJR高崎線、上尾駅と東大宮駅を結ぶ朝日自動車の路線バス、上尾駅と蓮田駅を結ぶ丸建つばさ交通の路線バス、上尾駅と大宮駅、川越駅、指扇駅を結ぶ東武バスウエスの路線バス及び6事業者によるタクシー運行がある。市内循環バスぐるっとくんの導入により市内の交通空白地域の解消が図られる一方、市内の平方地区や団地では高齢化率が高く依然として移動手段の確保が必要な状況にある。市は平坦な地形で、上尾駅を中心に半径5km円内に収まり、徒歩及び自転車での移動率が高い。



交通計画の目指す概要／地域公共交通に関する施策・取組の概要

(上尾市地域公共交通網形成計画より)

基本方針①市民が移動しやすい公共交通ネットワークの構築 ②市民が安心して利用できる分かりやすい公共交通の実現③市民・交通事業者・行政間の連携による持続可能な公共交通の実現

基本施策①市内循環バスの再編②民間路線バスの拡充③駅の交通結節機能の強化④タクシーの利用促進
⑤公共交通の利便性の向上⑥自転車施策との連携

交通施策として実施した事業の全体像の概要

・市内循環バス再編(H28実施、現在も路線を継続)、ノンステップ導入補助(民間路線バスへの補助金交付)、モビリティマネジメントの実施(公共交通マップ、総合時刻表の作成。市民、新規転入者への配布)、原市駅のバリアフリー化(H26)、市内循環バスへバスロケーションシステム導入(H28導入。現在も運用中)、障害者割引運賃制度の拡充(H28実施。現在も運用中。)

補助対象事業の概要

上尾市の大石地区の一部地域については、民間路線バスが運行しておらず、交通不便地域となっている。交通不便地域を解消するため、コミュニティバスの運行を行っているが、収支状況は悪い状況である。このため、地域公共交通確保維持事業により、大石桶川線、大石領家北上尾線、平方丸山公園線を確保・維持を図る。

【コミュニティバス「ぐるっとくん」】

事業者名：東武バスウエスト株式会社

運行系統：①大石桶川線 : 17.4km ②大石桶川線(藤波・中分経由) : 31.6km ③大石領家北上尾線 : 23km
④平方丸山公園線 : 30.4km ⑤平方丸山公園線(恵和園経由) : 31.6km

運行日：日～土 運休日なし

運行時間帯：①：7時15分～19時48分 ②：8時30分～16時6分 ③：6時50分～20時8分
④：19時5分～20時45分 ⑤：8時55分～14時23分

運行本数：①：6便/日 ②：6便/日 ③：12便/日 ④：2便/日 ⑤：7便/日

運行車両：中型バスおよび小型バス

運賃：100円

交通計画の策定年月日

平成27年9月

協議会開催状況

(令和3事業年度に係るもの)

・令和2年度第1回(R2年6月11日)
令和3年度フィーダー補助計画認定について
・令和3年度第1回(R3年7月21日)
再編実施計画の評価について
上尾市地域公共交通計画の策定について
令和4年度フィーダー補助計画認定について

面積	45.51 km ²
人口 (R3.4.1時点)	229,729 人
15歳未満	27,123 人
65歳以上	63,196 人
高齢化率	27.5%
世帯数	104,404世帯

前回の事業評価結果の反映状況

再編実施計画に基づき実施しているため、生活交通確保維持改善計画には事業評価結果を直接反映はしていないが、

- ・総合時刻表を引き続き継続作成し、公共交通の啓発を継続。
- ・地域公共交通計画に定める今後の定量的目標につき、活性化協議会にて検討・協議を実施。

定量的な目標・効果

【評価指標・目標値】

- ・指標①：市内バスの主な交通手段としての利用率⇒目標値：民間路線バス7.2%超、市内循環バス1.4%超
- ・指標②：高齢者の外出回数⇒目標値：週3回以上 65-74歳 62.4%超、75歳以上 46.2%超
- ・指標③：市内循環バスの収支率⇒目標値：収支率 28.6%超
- ・指標④：市内バスの総合的な満足度の向上⇒目標値：民間路線バス29.8%超、市内循環バス9.4%超

【当該指標・目標値を設定した理由】

- ・上尾市地域公共交通再編実施計画の指標・目標と同内容とした。

【効果】

- ・誰もが利用しやすいネットワークの効率化と利便性の向上により、利用者数、高齢者の外出回数の増加、運賃収入の増加と運行経費削減を得る。また、分かりやすく、きめ細かな情報提供により、市内公共交通の利用を促進する。

目標の達成状況・事業によって得られた効果

【指標①】 実績：民間路線バス 9.8% 市内循環バス 3.1%

【目標を達成できた要因(分析)】

- ・市内循環バスは、再編によるネットワークの効率化による。

【指標②】 実績：週3回以上 65-74歳 59.1% 75歳以上 56.6%

【目標を達成できた要因(分析)】

- ・再編によるネットワーク効率化により、65-74歳は減となったが、75歳以上は増となった。

【指標③】 実績：収支率 15.3%

【目標を達成できなかった要因(分析)】

- ・車両償却費等の影響で運行経費が増となったが、収入が伸びなかった。また、R2年度は新型コロナウイルスの影響で収入が減少している。

【指標④】 実績：民間路線バスの満足度29.7%市内循環バスの満足度8.5%

【目標を達成できなかった要因(分析)】

- ・市内循環バスは、再編後の運行本数、始発終発時間、バス停環境等で満足が得られなかった。

【事業によって得られた効果】

- ・市内バスの利用率の向上、高齢者の外出回数増を得ることができた。

アピールポイント

- ・桶川市市内循環バス「べにばなGO」との乗継割引運賃については、令和2年度の「べにばなGO」の運賃改定後についても、「ぐるっとくん」⇒「べにばなGO」の乗継の際に両バスの運賃差額の100円を「べにばなGO」で支払うことで、割引運賃継続を可能としている。
- ・総合時刻表は、JR情報、ニューシャトル情報、バス情報、タクシー情報を網羅的に記載し、主要施設へのアクセス方法なども記載している。

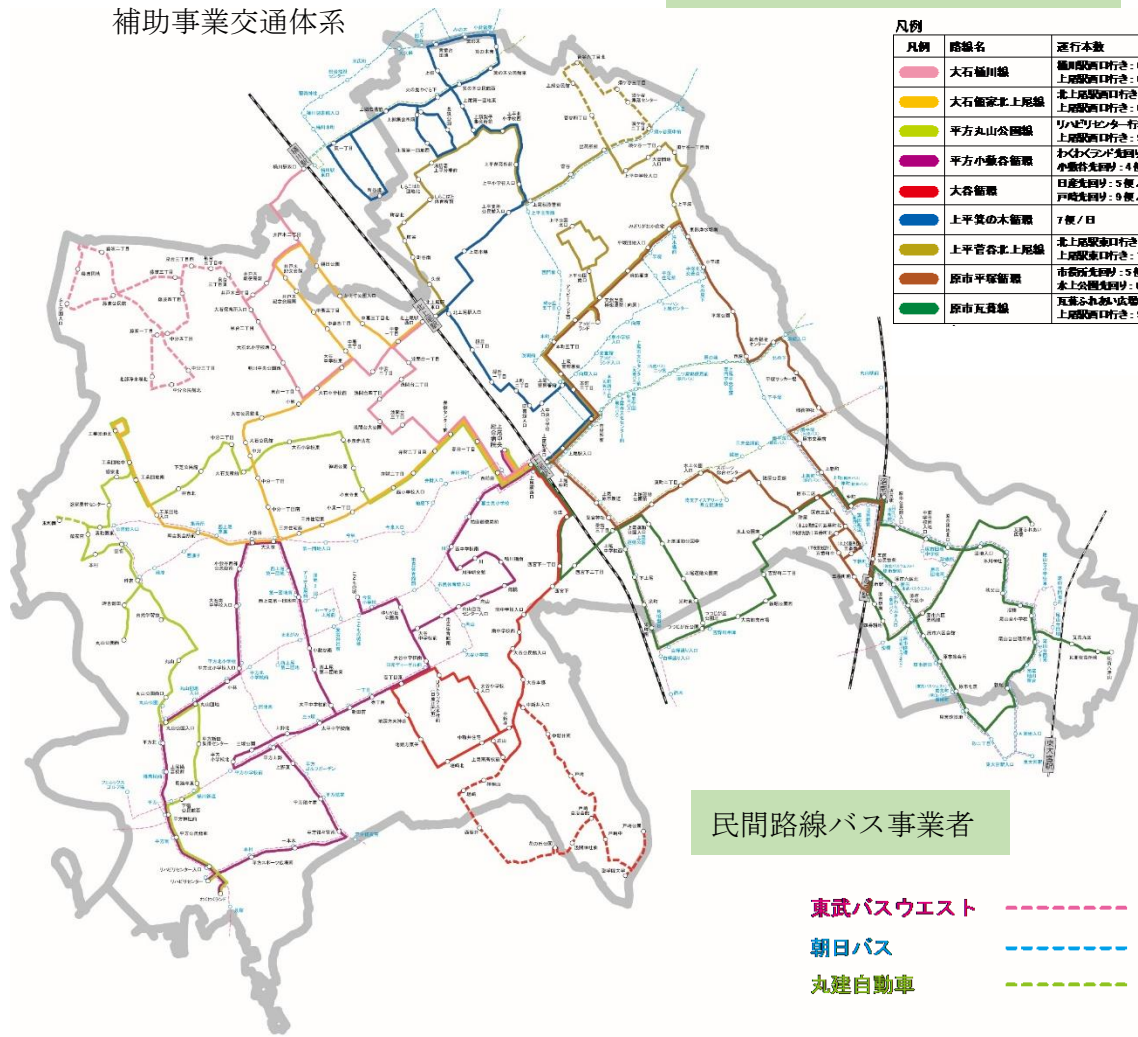
今後の改善点

市内循環バスの再編から6年が経過し、市民への現行路線の定着が進んでいるが、十分な満足度を得られていない。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大にともない生まれた新たな生活様式を意識しつつ、ニーズに即した公共交通の向上を目指していく。評価結果を踏まえ、モビリティマネジメントにより公共交通の認知度を向上させ、公共交通を広くアピールしていくことで、公共交通の認知や利用が低い層の利用向上を図る。また、市内循環バスの利便性向上や環境向上を図り、利用者の満足度を向上させ、利用者増を図り、持続可能な公共交通を目指す。

上尾市 公共交通体系

補助事業交通体系

市内循環バス「ぐるっとくん」

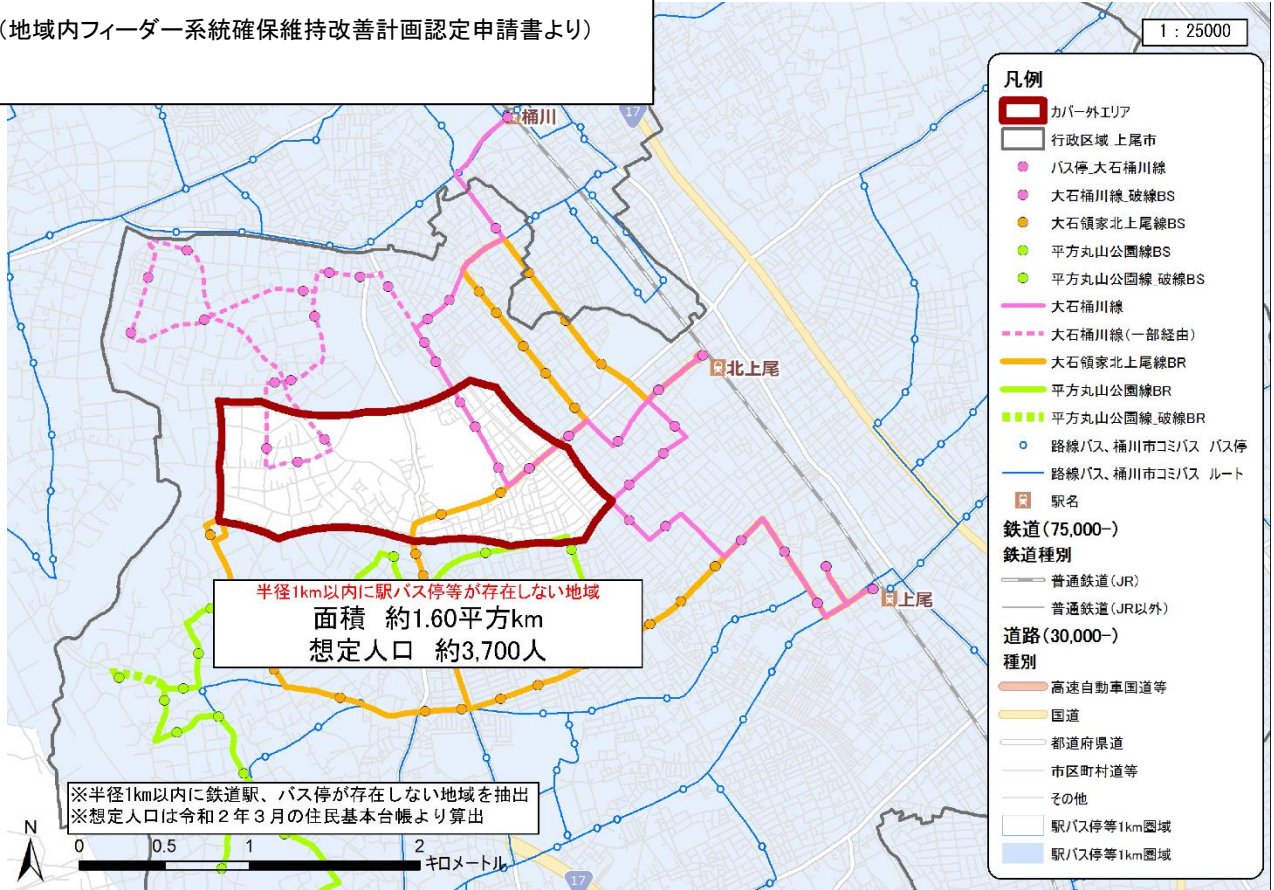


補助対象事業の実績データ

補助対象事業	利用人数	補助対象経常費用 (補助金交付申請書より)		補助対象系統の経常収益 (補助金交付申請書より)	
大石桶川線	9,775 人	9,988,535	円	866,376	円
大石桶川線 (藤波・中分経由)	17,752 人	18,140,098	円	1,573,418	円
大石領家北上尾線	44,128 人	26,406,472	円	3,911,186	円
平方丸山公園線	4,493 人	5,817,078	円	398,241	円
平方丸山公園線 (恵和園経由)	16,347 人	21,163,448	円	1,448,865	円
計	92,495 人	81,515,631	円	8198086	円

補助対象事業の区域図

(地域内フィーダー系統確保維持改善計画認定申請書より)



令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和 年 月 日

協議会名: 上尾市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域公共交通計画策定事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③計画等の策定等に向けた方針
<p>・公共交通の利用実態調査 市内循環バスについて、乗降人数調査、利用バス停調査、利用者アンケートを実施。利用者のニーズ(上尾駅起終点、1時間に1本の運行を希望)を確認し、計画で示す市内循環バスの方針の妥当性を確認した。また、市内及び全国的な新型コロナウイルスによる利用減の影響を整理し、今後の市内の民間路線バスの取組みに反映した。</p> <p>・地域公共交通計画(案)のとりまとめ 基本的な方針や目標、取組施策をまとめ、第2回協議会にて上尾市地域公共交通計画(案)を諮った。パブリックコメント完了の後、第3回協議会にて再度案を諮る予定。</p> <p>・協議会の開催 第1回協議会 令和3年7月21日 第2回協議会 令和3年11月19日 第3回協議会 令和4年2月8日(予定)</p>	A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施される見込み。	第3回協議会にて計画案を諮ったのち、令和4年3月中に計画として策定予定。

令和3年度 上尾市地域公共交通活性化協議会 (埼玉県上尾市)

(地域公共交通計画策定事業)



公共交通の概況・地域の特徴

○公共交通の概況

上尾市における公共交通には、上尾駅と北上尾駅を運行するJR高崎線、上尾駅と東大宮駅を結ぶ朝日自動車の路線バス、上尾駅と蓮田駅を結ぶ丸建自動車の路線バス、上尾駅と大宮駅、川越駅、指扇駅を結ぶ東武バスウエスの路線バス及び6事業者によるタクシー運行がある。

また、市内循環バスぐるっとくんの導入により市内の交通空白地域の解消が図られる一方、市内の平方地区や団地では高齢化率が高く依然として移動手段の確保が必要な状況にある。

市の地勢として平坦な地形で、上尾駅を中心に半径5km円内に収まり、徒歩及び自転車での移動率が高くなっている。

地域の抱える問題点・計画策定調査の必要性

コミュニティバスの運行については、民間路線バスと運行の役割が重複している、運行頻度が少ない等の課題を抱えている。民間路線バスのうち2路線に対して、市から運行経費の赤字補填に係る補助金を交付しており、合計で1,500万円程の支出となっている。コミュニティバスの収支率は20%程度にとどまっており、令和3年度には2億円近い委託料がかかる見込みとなっている。そのため、持続可能な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。全国的なバスの乗務員不足もあり、今ある資源を有効に活用し、より効率的な交通網の形成を行う上では、地区ごとのニーズを把握することは非常に重要なことであるため、移動傾向や移動量を把握する調査が必要となってくる。

調査の内容

①公共交通の利用実態調査

市内循環バスに関する乗降人数調査、利用バス停調査、利用者アンケートを実施
新型コロナウイルスの影響について、市内および全国的な状況を整理

②地域公共交通計画(案)のとりまとめ

基本的な方針や目標、取組施策をまとめ、上尾市地域公共交通計画(案)として協議会に諮る。

③協議会議の開催

上尾市地域公共交通活性化協議会を開催する。

面積	45.51 km ²
人口 (R3.4.1時点)	229,729 人
15歳未満	27,123 人
65歳以上	63,196 人
高齢化率	27.5%
世帯数	104,404 世帯

協議会開催状況

○令和3年度の開催状況(予定含む)

- ・第1回(7月21日)
令和3年度事業計画(案)について
- ・第2回(11月19日)
上尾市地域公共交通計画案について
- ・第3回(2月8日開催予定)
上尾市地域公共交通計画案について

調査事業の結果概要

・公共交通の利用実態調査

市内循環バスについて、乗降人数調査、利用バス停調査、利用者アンケートを実施。利用者のニーズ(上尾駅起終点、1時間に1本の運行を希望)を確認し、計画で示す市内循環バスの方針の妥当性を確認した。また、市内及び全国的な新型コロナウイルスによる利用減の影響を整理し、今後の市内の民間路線バスの取組みに反映した。

・地域公共交通計画(案)のとりまとめ

調査分析をもとに、今後の公共交通の基本方針、計画目標、将来像を踏まえた基本施策の設定等をまとめ、第2回協議会にて上尾市地域公共交通計画(案)を諮った。パブリックコメント完了の後、第3回協議会にて再度案を諮る予定。

・協議会の開催

第1回協議会 令和3年7月21日

第2回協議会 令和3年11月19日

第3回協議会 令和4年2月8日(予定)

計画の策定方針(基本方針案、予定する主要事業等)

基本方針1:市民が移動しやすい公共交通ネットワークの構築

基本方針2:市民が安心して利用できるわかりやすい公共交通の実現

基本方針3:市民・交通事業者・行政間の連携による持続可能な公共交通の実現

予定する主要事業等

- ・駅におけるバス案内の強化、見やすさ向上
- ・モビリティ・マネジメントの実施
- ・市内循環バスの再編検討
- ・今後のバス需要に対応した適切な運行本数の検討

アピールポイント

前計画の計画期間で達成された、市内循環バスの再編、バスロケ等の環境整備、公共交通マップの作成等を踏まえ、以下の3点を重点施策として設定

1:バス情報提供、モビリティ・マネジメント「施策1-1、1-2」

→バスロケ情報、各種情報媒体を活用し、駅での情報提供の充実、市民や転入者、通勤者を対象としたモビリティ・マネジメントを重点的に実施

2:市内循環バスの再編検討「施策2-1」

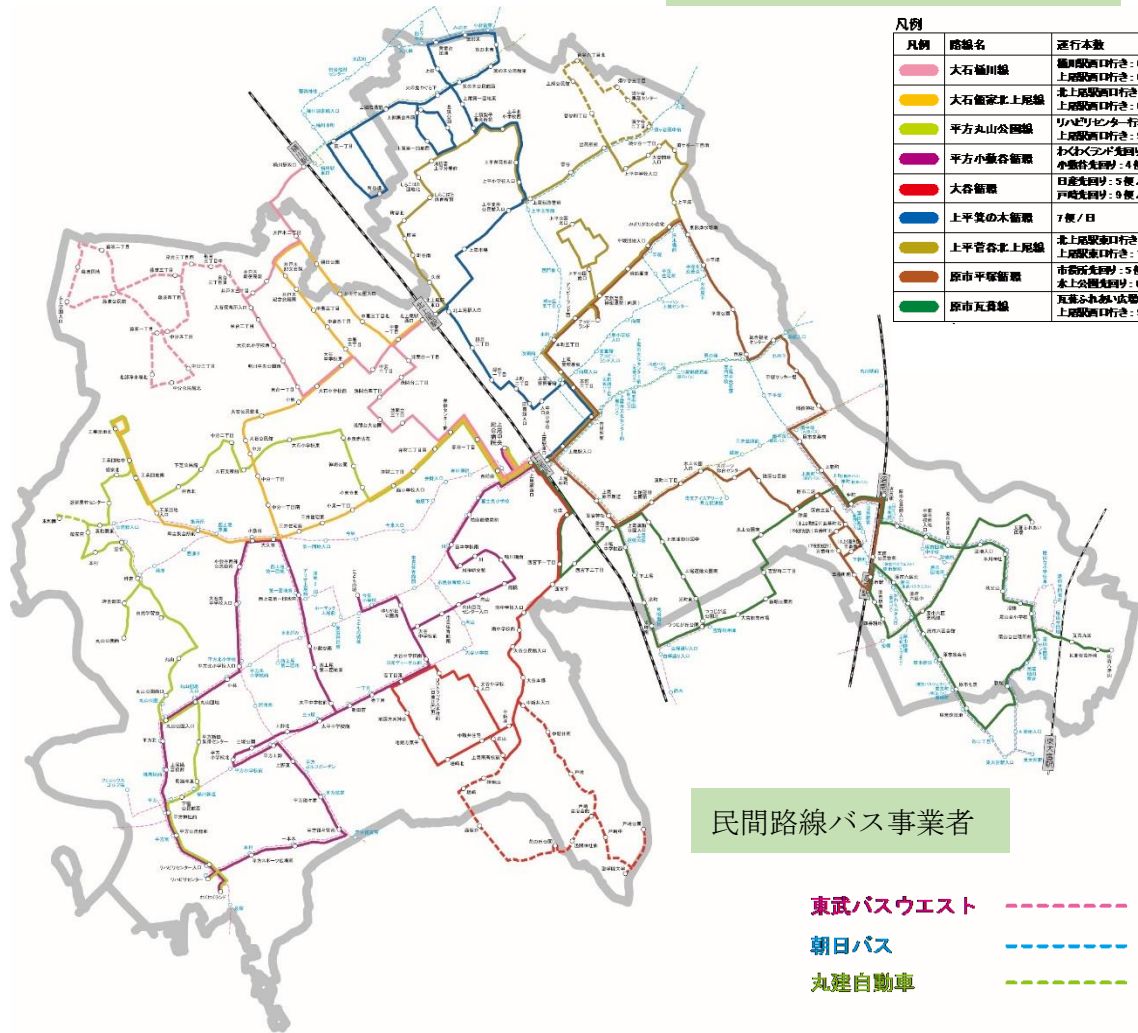
→引き続き課題の残る市内循環バスについて、市民や利用者、交通事業者の意向を確認しながら、更なる利便性の向上に向け、再編を検討

3:今後の需要に対応した民間路線バスのあり方の検討「施策3-1」

→民間路線バスとして持続可能な運行、経営を続けるために、市と事業者が継続的に協議を行い、今後のニーズに見合う運行内容を検討

次年度以降の取組概要

上尾市地域公共交通計画(案)の「3-3 施策の 具体内容」記載の施策・スケジュールについて取組を実施する。



バス停名称の変更について

1. 変更案

- ・市内循環バスぐるっとくん上平菅谷北上尾線の「しらこぼと保育所前」バス停について、次のとおり停留所の名称変更を実施する。

変更前名称：しらこぼと保育所前

変更後名称：しらこぼと団地

変更時期：令和4年4月を予定

変更理由：令和3年3月31日付でしらこぼと保育所が閉所したため。



参考 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抄）

- 平成23年3月30日国総計第97号
 - 国鉄財第368号
 - 国鉄業第102号
 - 国自旅第240号
 - 国海内第149号
 - 国空環第103号
- 平成23年5月27日国総計第14号
 - 国空事第118号
- 平成23年7月22日国総支第4号
 - 国自旅第11号
- 平成23年9月30日国総支第20号
 - 国自旅第50号
- 平成24年3月30日国総支第60号
 - 国自旅第201号
 - 国空環第91号
- 平成24年4月16日国総支第7号
 - 国自旅第36号
- 平成24年11月19日国総支第43号
 - 国自旅第325号
- 平成25年5月8日国総支第8号
 - 国鉄事第28号
 - 国自旅第21号
 - 国海内第10号
- 平成25年7月19日国総支第35号
 - 国自旅第70号
- 平成26年3月28日国総支第87号
 - 国鉄都第131号
 - 国鉄事第397号
 - 国自旅第619号
 - 国海内第93号
 - 国空環第94号
- 平成26年5月21日国総支第12号
- 平成27年4月9日国総支第65号
 - 国鉄都第131号

国鉄事第330号

国自旅第380号

国海内第118号

国空環第91号

平成28年3月31日国総支第60号

国鉄都第127号

国鉄事第470号

国自旅第407号

国海内第136号

国空事第7235号

国空環第76号

平成28年11月28日国総支第45号

国鉄都第75号

国鉄事第200号

国自旅第210号

国海内第109号

国空環第56号

平成29年6月9日国総支第15号

国鉄都第38号

国鉄事第57号

国自旅第51号

国海内第39号

国空事第208号

平成29年8月2日国総支第31号

国自旅第103号

平成30年4月19日国総支第68号

国鉄都第195号

国自旅第308号

国海内第195号

国空事第1111号

平成30年10月25日国総支第33号

国総安政第65号

平成31年2月25日国総支第46号

国鉄都第128号

国鉄事第324号

国自旅第249号
平成31年4月24日国総支第1号
国自旅第2号
令和2年2月5日国総地第57号
国総交第97号
国鉄都第111号
国鉄事第361号
国自旅第253号
令和2年4月2日国総地第80号

国鉄都第265号
国自旅第334号
令和2年6月22日国総地第33号
国総安政第22号
令和2年7月1日国総地第34号
国総モ第16号
国鉄事第87号
国自旅第78号
国海内第29号
国空事第414号
令和3年2月16日国総地第96号
国鉄事第633号
国自旅第406号
国海内第208号
国空事第1627号
令和3年4月5日国総地第121号
国自旅第504号
国海内第234号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

第1編共通事項

(目的)

第1条この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

(定義等)

第2条この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会(第3条第2項を除き、以下「協議会」という。)又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
- 三「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
- 五「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
- 六「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。

七「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業(ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。)

ロ地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業

八「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業

ロ利便増進計画(活性化法第27-1条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

九「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「運送継続計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業

ロ運送継続計画(活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

十「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業

ロバリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業

2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。)を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。)

3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む)を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは

同計画と整合性のとれたものでなければならない。

(協議会)

第3条前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

一関係する都道府県又は市区町村

二関係する交通事業者又は交通施設管理者等

三地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。)又は地方航空局

四その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会(以下「活性化法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。_